

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎(40)5556
栃木年金事務所
☎0282(22)6074、4134

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付して

ださい。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

○ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570(0)058(5)5561
(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合

☎03(6700)1144

※自動音声でご案内します。自動音声案内に従って「3」を押してください。

《受付期間》

11月4日(火)

～平成27年3月16日(月)

《受付時間》

○月～金曜日

午前9時～午後7時

○第2土曜日

午前9時～午後5時

祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お問い合わせの際の注意

ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。

「03(6700)1144」の電話におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いない電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



年金マメ知識

年金手帳の 再交付について

年金手帳の紛失や破損をしたときは、被保険者または被保険者であった人が所定の手続き先へ申請することで、再交付を受けることができます。

1. 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の自営業・農業・学生・無職の方等で、左記の2と3に該当しない方)、または任意加入被保険者

手続き先：住所地の市区町村役場

2. お勤めされている方で、厚生年金保険の被保険者の場合
手続き先：勤務する事業所を経由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所
(郵送の場合は事務センターでも可)

3. 厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方
(国民年金第3号被保険者の場合)
手続き先：配偶者の勤務する事業所または直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所
(郵送の場合は事務センターでも可)

年金手帳の紛失や破損をしたときは、被保険者または被保険者であった人が所定の手続き先へ申請することで、再交付を受けることができます。